

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・申請方法

- 令和5年11月1日以降に出産した当組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）
- 申請書はご出産から約2ヶ月後にご自宅に送付いたします。
（直接支払制度を利用しない方は組合までご連絡ください。）

国民健康保険料の免除方法

- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産月			
多胎の方			出産月			

※産前産後期間の保険料が免除されます。
※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- この制度は令和6年1月1日より施行されたため、令和5年度においては産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
		出産月				

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料の免除方法は、現在、システム改修中のため、当面の間は対象となる免除分を第1種組合員・第3種組合員の保険料振替口座に還付いたします。

届出に必要な書類

- ① 産前産後の保険料軽減措置申請書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

東京都医師国民健康保険組合
業務課 TEL 03-3270-6433